

入札公告

下記業務について、次のとおり条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

令和8年 8月13日
川西町・三宅町式下中学校組合
管理者 森田 浩司

第1 競争入札に付する事項等

- (1) 業 務 名 川西町・三宅町式下中学校組合
教育情報セキュリティポリシー策定支援等業務
- (2) 業 務 番 号 第8-4号
- (3) 業 務 場 所 奈良県磯城郡川西町大字結崎地内
- (4) 業 務 概 要 教育情報セキュリティポリシー策定
- (5) 履 行 期 限 令和9年3月31日
- (6) 入札保証金 三宅町契約規則（平成9年10月三宅町規則第8号）第4条による
- (7) 契約保証金 三宅町契約規則（平成9年10月三宅町規則第8号）第20条による
- (8) 入 札 回 数 2回とする
- (9) 入 札 方 法 三宅町郵便入札実施要領（令和7年3月三宅町要領第3号）による
郵便入札

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、第3の2に定める条件付一般競争入札参加資格の確認を受けた者がこの入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 三宅町暴力団排除条例に該当しない者
- (3) 本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間に、奈良県より入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 過去2年間に本件と同種かつ同程度以上の業務について、三宅町を含む官公庁と契約し、適正に履行した実績が複数回ある者

ただし、三宅町契約規則（平成9年10月三宅町規則第8号）に基づき、入札保証金を納付する場合はこの限りでない。なお、納付にあたっては「三宅町が実施する入札における入札保証金の取扱いについて」に従って手続を行うこと。

【同 種：セキュリティポリシーの作成】

【同程度：契約金額が同程度以上のもの】

【複数回：2回以上】

第3 入札手続き等

1 条件付一般競争入札参加資格確認申請書等の交付期間及び交付方法

- (1) 交付期間 令和8年8月28日（金）まで
- (2) 交付方法 町ホームページ（入札情報）よりダウンロードして下さい。
<https://www.town.miyake.lg.jp>

2 条件付一般競争入札参加資格の確認

この業務の入札に参加しようとする者は、条件付一般競争入札参加資格確認申請書を次のとおり提出し、条件付一般競争入札参加資格があることの確認を受けること。

- (1) 提出日 令和8年 8月28日（金）まで
受付時間 午前8時30分から午後5時00分まで
（ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日、12月29日～1月3日を除く）
提出方法 持参または郵送のみ
提出場所 〒636-0213 奈良県磯城郡三宅町大字伴堂689番地
三宅町教育委員会事務局 教育総務課
提出部数 1部
- (2) 条件付一般競争入札参加資格の確認結果は、令和8年9月9日（水）に郵送で通知します。
- (3) 条件付一般競争入札参加資格の確認を得ることができなかった者に対する理由の説明
 - ① 条件付一般競争入札参加資格の確認を得ることができなかった者は、その理由について、書面により説明を求めることができます。
提出日 令和8年9月11日（金）
受付時間 午前9時から午前11時30分まで、午後1時から午後4時まで
提出場所 〒636-0213 奈良県磯城郡三宅町大字伴堂689
三宅町教育委員会事務局 教育総務課
提出方法 書面（任意様式）を持参して下さい。
郵送及び電送によるものは受け付けません。
 - ② 説明を求められたときは、令和8年9月18日（金）までに説明を求めた者に対し書面により回答します。
- (4) その他
 - ① 提出された条件付一般競争入札参加資格確認申請書は、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。
 - ② 提出された条件付一般競争入札参加資格確認申請書は返却しません。
 - ③ 作成及び提出に係る費用は申請者の負担とします。
 - ④ 提出日以降における条件付一般競争入札参加資格確認申請書の差し替え及び再提出は認めません。
 - ⑤ 条件付一般競争入札参加資格確認申請に関する問い合わせ先
奈良県磯城郡三宅町大字伴堂689
三宅町教育委員会事務局 教育総務課
電話0745-44-3079

3 質問の受付及び回答

質問は、質問書を「9 問い合わせ先」記載のアドレスまでインターネットメール（以後「メール」とする）により提出すること。

受付期限 令和8年8月28日（金）午後5時00分まで

提出方法 メールのみ

件名は「川西町・三宅町式下中学校組合教育情報セキュリティポリシー策定支援等業務に関する質問」とし、内容には「担当者名」、「電話番号」、「メールアドレス」を記載すること。

質問回答 令和8年9月9日（水）頃に入札参加資格確認通知書を送付したすべての業者に対してメールにて行う。（但し、入札辞退届を提出した業者を除く）

4 入札書の提出等

(1) 入札書等の作成

「三宅町郵便入札実施要領」「三宅町郵便入札の実施に関するガイドライン」に従い、下記書類を作成すること。

- ① 入札書
- ② 内封筒
- ③ 外封筒

(2) 入札に係る金額の記入方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。契約期間中に税率が変更された場合は、その税率により算出した消費税及び地方消費税に変更し、発注者が負担するものとします。

(3) 入札書等の提出

入札書等は必ず「一般書留」又は「簡易書留」で郵送により提出することとし、その他の方法での提出は認めません。なお、郵送に要する費用は入札者の負担とします。

(4) 提出期限

入札書は令和8年9月16日（水）午後5時00分までに提出先に到着するよう発送することとし、期限を越えて到着した入札書等は無効とします。なお、到着確認は書留番号による問い合わせ等で入札者が行うこと。

5 入札執行の日時、場所等

(1) 日時 令和8年9月17日（木） 午前10時00分

(2) 場所 奈良県磯城郡三宅町大字伴堂689
三宅町役場 2階 庁議室

(3) 立会人

本件入札業務に関係のない三宅町職員2名の立会のもと開札を行います。

6 開札の傍聴

(1) 傍聴の受付

本件の入札者又は入札者が認めた代理人に限り、開札を傍聴することが出来ます。傍聴を希望する場合は開札の5分前までに開札場所へ来場し受付を済ませてください。

(2) 必要書類

傍聴希望の受付時に下記の書類により入札者であることの確認を行います。

- ① 当該入札の条件付競争入札参加資格確認通知書（原本）
- ② 来場した本人の名刺

※代理人の確認は、受付で提示された名刺と入札者の商号又は名称が一致していることにより行います。

7 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効又は失格とする。

- (1) 入札書に記名、押印を欠く入札
- (2) 入札書の重要な文字の誤脱字により必要な事項を確認できない入札
- (3) 同一入札者が成した2以上の入札
- (4) 入札金額の訂正した入札、若しくは判読しがたいと認められる入札
- (5) 入札に際し、談合等の不正行為をした者の入札
- (6) 入札に際し、公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
- (7) 第2に定める競争入札に参加する資格のない者のした入札
- (8) 三宅町契約規則及等、入札に関する条件に違反した入札
- (9) 入札日までに入札条件を満たさなくなった者の入札
- (10) 競争入札参加資格認資料等に虚偽の記載をした者の行った入札
- (11) 「一般書留」「簡易書留」以外の方法でなされた入札
- (12) 公告等で示した入札書の到達期限を過ぎて到達した入札

8 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再度（2回目）の入札を行う。
- (2) 落札者となるべき同金額の入札者が2人以上の場合には、直ちに「くじ」にて決定する。なお、郵便入札におけるくじの方法については「三宅町郵便入札の実施に関するガイドライン 別紙3」に従うものとする。

9 開札の録画及び録画映像の開示請求

(1) 開札の様子は録画をします。

(2) 録画映像の開示請求

録画映像について、次のとおり開示を請求することができます。

- ① 請求期間 入札執行日の翌日から起算して14日以内
- ② 請求方法 事前に電話で開示請求を行う旨を下記連絡先へ連絡し、開札映像開示請求書（三宅町郵便入札実施要領 郵-第5号様式）に必要事項を記載した上で持参すること。
- ③ 必要書類 上記請求書
開示を請求する入札の条件付競争入札参加資格確認通知書
映像の閲覧者の名刺

(3) 録画映像の開示は次のとおり行います。

- ① 開示方法 入札執行課で担当職員立ち会いのもと映像を確認すること。
- ② 開示場所 奈良県磯城郡三宅町伴堂689
三宅町役場 教育総務課（1階）
- ③ 受付時間 午前9時00分から午前11時30分まで
午後1時00分から午後5時00分まで

(4) その他

- ① 開示請求ができる者は当該入札の入札者に限ります。
- ② 入札を行う前に辞退をした場合は、開示請求は出来ません。
- ③ 映像の閲覧は、入札者又は入札者が指定した代理人に限ります。
- ④ 代理人が閲覧する場合は、代理人本人の名刺を持参ください。
- ⑤ 請求期間を過ぎてからの開示請求は受け付けません。
- ⑥ 映像の撮影、映像データの記憶媒体への複製又は移動、映像データの破壊、その他これらに類する行為は禁止します。

10 辞退

入札審査結果通知書を受け取った参加者はいつでも辞退することができます。

なお、辞退するときは、下記「11 問い合わせ先」に連絡をし、辞退届を提出すること。

11 問い合わせ先

三宅町教育委員会事務局 教育総務課

電話 0745-44-3079

メール gakkou@town.miyake.lg.jp

担当 吉岡